

注意点

ただ、注意していただきたいのは、2名の新たな仲裁委員は、医療機関側代理人経験者、患者側代理人経験者という立場で関与しますが、あくまでも中立的な仲裁委員として関与するものであり、申立人あるいは相手方の側に立ち、その立場から各々の利益のために主張をしてゆくという性質の委員ではないという点です。もちろん、この記事をお読みいただいている先生方にはお分かりのことなのですが、実際に申立をされる患者さんご本人、あるいは相手方となる医療機関が、自分の側に立ってくれる仲裁の委員ができたと誤解をされてしまいますと、それだけで新たな紛争の種になりかねませんので、この点は是非ご注意ください。あくまでも、医療紛争の特性を知る医療事件の経験が豊富な弁護士が、中立的な立場から、当事者による自主的な紛争解決を目指すべく話し合いをスムーズに進め、解決のために事実関係の説明や争点の整理等を行うお手伝いをさせていただくものとお考え下さい。